

掛川市規則第11号

掛川市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

掛川市母子保健法施行細則（平成25年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条中「扶養義務者」の次に「（以下「納入義務者」という。）」を加える。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（費用の不徴収）

第10条 市長は、納入義務者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、費用を徴収しない。

- (1) 失業、疾病等により著しく所得が減少し、費用の徴収が困難であると認めるとき。
- (2) 災害等により生活が著しく困難となり、費用の徴収が困難であると認めるとき。
- (3) その他市長が特別な事由があると認めるとき。

2 納入義務者は、前項各号のいずれかに該当する場合は、不徴収事由申告書（様式第10号）に同項各号に該当することを証する書面を添付して、市長に申告しなければならない。

別表備考2(1)中「並びに第2項第1号及び第2号（地方税法第314条の7第1項第2号）」を「（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。））」に改め、同表備考2(2)中「第2項及び第6項」を「第2項、第6項及び第24項」に改め、同表備考2に次のように加える。

(4) 所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項

(5) 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条、第80条、第81条及び第82条第1項

別表備考6(2)中「1円未満切捨て」を「10円未満切捨て」に改める。

様式第9号の次に次の1様式を加える。

不徴収事由申告書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所
申告者 氏名 ⑩

掛川市母子保健法施行細則第10条第2項の規定により、次のとおり申告します。

乳 児	ふりがな	-----		
	氏 名	申告者との続柄		
	生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
	居 住 地			
指定養育医療機関の名称及び所在地				
不徴収の事由				

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。